

保護者の皆様へ

現在、国内では新型コロナウイルス感染症の発生が続いており、国民を挙げて感染防止の対策を講じることが必要となっています。

この度、国より感染の流行を早期に収束させるためには、患者クラスター（集団）が次のクラスターを生み出すことを防止することが極めて重要であり、何よりも子どもたちの健康、安全を第一に考え、多くの子どもたちが日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から全国すべての小中学校及び高校において臨時休業を行うよう要請が行われました。

本町におきましても、上記の状況を鑑み、下記のとおり町内の対象施設を臨時休業いたしますので、保護者の皆様におかれては、子どもたちを守るための取組に御理解をいただき、御協力くださるようお願いいたします。

記

1. 臨時休業期間 令和2年3月2日(月)から3月14日(土)まで

【対象施設】

- | | |
|------------|--------------|
| ①町立児童館 | あかぎ児童館、海風児童館 |
| ②子育て支援センター | すまいる、ひだまり |
| ③親子通園 | おひさま |

2. 臨時休業期間 令和2年3月3日(火)から3月13日(金)まで

【対象施設】

- | | |
|--------|-------------------|
| ①町立幼稚園 | 与那原幼稚園、与那原東幼稚園 |
| | ※原則、預かり保育は対象児のみ実施 |

※ただし、上記は状況に応じ変更される場合があります。その際には、町ホームページへ掲載いたします。

令和2年2月28日

与那原町長 照屋 勉

与那原町教育長 當山 健